

事件概要	大学合宿所の騒音と振動による被害により慰謝料の請求が認められた事件
事件分類	騒音差止等請求事件
判決日付	平成18年3月15日

主 文

- 1 被告は、原告X1に対し、15万円及びこれに対する平成14年9月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告X2に対し、15万円及びこれに対する平成14年9月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告X3に対し、15万円及びこれに対する平成14年9月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを15分し、その14を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告らに対し、それぞれ219万円及びこれに対する平成14年9月22日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、私立大学である被告が所有・管理する運動部合宿所（現在は他に移転している。）の近隣に居住する原告らと被告間でされた、同合宿所で合宿生活をする学生らが、近隣住民に騒音等の迷惑をかけないように、被告は学生らに徹底させるとの合意（以下「本件合意」という。）にもかかわらず、学生らが騒音や振動を出し続けたため、原告らは慢性的な睡眠不足に陥り日常生活にも支障を来すなどの、肉体的、精神的、経済的損害を被ったとして、原告らから被告に対し、本件合意の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、慰謝料として原告1人につきそれぞれ219万円及びこれに対する平成14年9月22日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（証拠を記載していない事実は当事者間に争いがなく、弁論の全

趣旨から認められる。)

(1) 当事者

ア 原告らは、昭和54年7月から、原告らの肩書住所地に自宅を建てて居住している。

(以下「原告ら住居地」という。)

イ 被告は私立大学であり、原告ら住居地に近接する東京都世田谷区△△△12番所在の競走部(その後、平成11年にバスケットボール部が入寮)及びホッケー部の合宿所並びに同13番所在のハンドボール部及びラグビー部の合宿所を、それぞれ所有・管理していた(以下、全ての合宿所を併せて「本件合宿所」という。)。競走部合宿所及びホッケー部合宿所は、原告ら住居地西側の幅員3メートルの道路(以下「本件西側道路」という。)を隔てた所に、ハンドボール部及びラグビー部合宿所は、原告ら住居地の南側に1軒隔てた所にそれぞれ位置していた。(甲2, 18)

ラグビー部の合宿所には約100人(証人A(以下「証人A」という。))、バスケットボール部の合宿所には10人から12人の学生が入寮するなど(乙8, 証人B(以下「証人B」という。))、1年を通じて各部に所属する学生らが本件合宿所において合宿生活をしてきたが、本件訴え提起後の平成15年3月ころ本件合宿所は移転し、同年6月ころに取り壊された。(乙8)

ウ 原告ら住居地及び本件合宿所は、環状8号線から東に約200ないし300メートルの地点に位置し、北側には被告□□□グラウンドが所在している。(甲2, 乙6)

(2) 原告ら・被告間でのY1大学□□□地区騒音問題合意書の取り交わし

ア 原告らを含む近隣住民は、平成3年、世田谷区公害課に対して、被告の学生らが出す騒音や生活態度、グラウンドの埃等の改善を求め、要望書・署名等を集めて提出し、区・被告間での話し合いが行われたが、解決には至らなかった。

イ 原告らは、平成8年2月、本件合宿所に入寮している学生ら(以下単に「学生ら」という。)の騒音等により慢性的な睡眠不足に陥り、肉体的、精神的、経済的に多大な損害を被ったと主張し、被告を相手方として、第一東京弁護士会仲裁センターに対して仲裁を申し立て、同年7月8日、原告らと被告との間に本件合意が成立し、「Y1大学□□□地区騒音問題合意書」(以下「本件合意書」という。)を取り交わした。(甲1の1ないし1の5)

ウ 本件合意書の第1項で、被告は原告らに対して、学生らが隣接住民である原告らに各種の騒音被害を与えたことに謝罪の意を表するとともに、今後、原告らに騒音被害を与えないように十分に対策を講ずることを確約し、第2項で、遅滞なく本件合宿所についての改修及び修繕工事を実施することとした。その内容は、競走部については、①合宿所東側(原告ら住居地側)生垣を撤去し、目隠しフェンスを設置する、②合宿所食堂東側(原告ら住居地側)及び北側の窓と壁の内側及び外側に防音材を入れ、窓を塞ぎ防音壁とした上、食堂に空調設備を設置する、③合宿所東側(原告ら住居地側)の自動車出入口を西側に移設し、現在の自動車出入口を人間が通れる程の幅に狭める、④競走部合宿所管理入室

を宿泊できるように改修及び修繕し、空調設備を設置する、⑤合宿所管理人室の出入口を改修する、ハンドボール部については、①合宿所北側（原告ら住居地方向側）2階廊下の窓を防音窓とする、②合宿所1階食堂及び部員室に空調設備を設置できるよう電源工事を行う、ラグビー部については、①合宿所北側（原告ら住居地側）2階読書室及びトレーニング室各1室の窓を防音窓とする、②合宿所1階食堂、2階読書室及びトレーニング室に空調設備を設置できるよう電源工事を行う、というものであった。

エ 本件合意書は、第3項で、後記の□□□地区合宿所運営委員会を設置すること、第4項で、近隣住民との話合いの場として□□□合宿所連絡協議会（年1回以上開催）を設けることに同意することを定め、第5項で、被告は、上記の運営委員会を通じて、学生の合宿所生活について指導・監督することとし、運営委員会は、そのための内規を整備した。この内規には、合宿所の学生が騒音等の防止や門限の遵守その他の事項についての運営委員会の指導・監督に著しく違反していると認められる場合には、退寮させられることがある旨の定めがある。

オ 本件合意書第6項は、運営委員会が学生の合宿所生活全般について指導・監督するために本件合宿所に管理人を置き、管理人は、夜間は管理人室に宿泊して学生を指導・監督することなどを定め、第7項は、運営委員会の委員長が近隣住民からの騒音に関する苦情等の窓口となり、苦情に対しては調査して必要な処置を講じてその結果を書面で住民に通知すること、近隣住民は合宿所の管理人に直接苦情を言っても妨げないことが定められている。

カ 本件合意書第8項では、前記運営委員会は、近隣住民に騒音等の迷惑をかけないように、合宿所生活において遵守すべき次の①ないし⑧の事項を学生らに徹底させると規定し、第9項は、この①ないし⑧に著しく反した学生に対し、審議の上、適切な措置をとるものとしている。

①大声を出したり、大声で歌を歌わない。飲酒して大声を出したりしない。

②テレビ、ラジオ、電話等は、静かに使用すること。

③周辺道路やグラウンド内で夜間、近隣住民に迷惑を掛けるような携帯電話を長時間使用しないこと。

④門限（午後11時30分）を、遵守すること。

⑤合宿所内に駐車する自動車又は単車は、必要最小限に制限し、特に、その出し入れ等については、クラクションや空吹き等の騒音を発生させないように十分注意を払うこと。

⑥日曜・祝祭日は、特に、近隣住民が平穏に生活できるよう心掛け、騒音を発生させないこと。

⑦合宿所内外（特に周辺道路）の清掃及びゴミ処理を徹底し、ゴミの出し方など近隣住民に迷惑をかけないように細心の注意を払うこと。

⑧地域の一員としての自覚を持ち、町内の共同作業等に積極的に参加し、また、風

紀を乱す行為や交通法規に反するような行為をしない等、常識ある行動をすること。

(3) 被告の本件合意に基づく履行状況

被告は、本件合意に基づき、平成8年1月29日、競走部、ハンドボール部、ラグビー部及びホッケー部の各部長、監督、コーチ各1名及び学生委員各2名からなる□□□地区合宿所運営委員会（事務局は被告体育課、以下「運営委員会」という。）を設置し、同年7月から9月にかけて、本件合意書で約束した前記の本件合宿所への目隠しフェンスの設置や、競走部合宿所台所の窓を塞いで防音壁とするなどの改修及び修繕工事（費用合計1030万円）を行った。（乙1ないし4、9、証人C利男（以下「証人C」という。））

また、同年10月10日午後2時から4時にかけて、近隣住民と被告の話合いの場として、第1回□□□合宿所連絡協議会が開催された。しかし、それ以降、原告ら及び近隣住民から開催の要請はなく、同協議会は開催されていない。

(4) 原告らによる調停の申立て及び本件訴えの提起

原告らは、平成13年1月27日、東京簡易裁判所に対して、被告を相手方として騒音差止め等請求調停事件（平成13年（公）第24号）を申し立てたが、平成14年6月14日、同調停は不調となった。（甲5、9）

その後原告らは、平成14年9月9日、当庁に対して本件訴えを提起した。

(5) 原告ら住居地周辺の騒音基準

原告ら住居地（第一種住居地域内にある。）周辺の騒音について、環境基本法16条1項に基づく環境基準では、午後10時から翌午前6時までは45デシベル以下、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例136条に基づく規制基準では、午後11時から翌午前6時は45デシベル以下と定められている。（甲21）

2 争点

(1) 学生らによる受忍限度を超える騒音及び振動があったか。

（原告らの主張）

ア 平成3年ころから、学生らは深夜に本件合宿所で酒を飲んで大声で騒いだり、路上で大声でしゃべったり、携帯電話で長時間話をしたり、本件合宿所に入出入りする車や自転車の騒音（クラクションやエンジン音、ブレーキ音等）を出したりするなど、長時間にわたり騒音を発生させた。また、学生らは本件合宿所での台所作業や洗濯の際にも大きな物音をたてたり、日常的にバーベルを使用して大きな音や振動を発生させた。

原告らが、毎日午後11時30分ころから翌午前6時ころにかけて、原告ら宅に設置したビデオカメラによって撮影・録音し特定した騒音だけを採り上げて、その騒音の数は、

平成10年	約1万2600回
平成11年	約1万0400回
平成12年	約3000回

平成13年 約100回

平成14年 約4300回

にも及ぶ。(甲10ないし14)

被告が、平成14年4月13日午後10時から翌午前6時まで、バスケットボール部合宿所の敷地と本件西側道路の境界であるスチール製フェンスの上(高さ約1.8メ

ートル、以下「本件被告測定地点」という。)で測定した騒音レベル波形によれば、自転車のブレーキ音には最大騒音レベルが80デシベルを超えるもの、自動車の出入りの際に生じた音には70ないし80デシベルに相当するものもある。ドアの音では60デシベルを超えるものがあり、床、バーベル、人の話し声等も50デシベルを超えている。

イ 原告ら住居地の境界線上の騒音の受忍限度としては45デシベルが相当であるが、40デシベル台の音であったとしても、原告らにとって「不必要」かつ「障害」となる音は騒音である。また、生活音であっても、昼間はそれほど気にならなくとも、夜、特に深夜ともなれば騒音になる。

ウ 原告X1(以下「原告X1」という。)は、個人タクシーの運転手であるが、学生らが出す多大な騒音や振動で夜熟睡することができず、睡眠不足のまま高速道路などでの運転をすることは危険であるため、必然的に仕事を断ることが増え、結局収入の高い夜間の営業も止めざるを得なくなった。

原告X2(以下「原告X2」という。)は、騒音によるストレスがたまり、無気力な状況が継続し、家にいても一日中気が休まることがなかった。また、原告X2は、平成13年6月17日、原告らの家族会議の際、過度のストレスにより血圧が急に上がり、大量の鼻血が出るなどしたため救急車で病院に搬送された。

原告X3(以下「原告X3」という。)は、騒音による思考力の低下や体調不良により日常生活に支障が生じただけでなく、従前の職業であった音楽等の仕事ができなくなり、勤務していた会社も辞めざるを得なかった。

エ このように、学生らが出す多大な騒音及び振動は、原告らの受忍限度を超えるものであった。

(被告の主張)

ア 原告らは、甲第10号証ないし14号証記載の音を学生らによる騒音と主張しているが、これらによれば、平成8年8月から平成9年12月までの17か月間、平成12年9月、平成13年6月から同年12月までの7か月間及び平成14年3月の合計26か月間については騒音があったとの主張がない。

イ 本件合宿所及び原告ら住居地の西約200メートルの地点に環状8号線が通っているため、原告ら住居地付近では、環状8号線を走行する自動車等の音により、深夜においても、他の物音がない状態で音圧レベルが45デシベルから50デシベル程度の騒音が恒常的に発生している。そのため、本件被告測定地点の騒音は、前記環状8号線の道路交

通騒音，原告ら住居地北側道路（幅員約5.5メートル。以下「本件北側道路」という。）を通過する自動車，バイク，自転車等の出す音の影響が大きく，洗濯作業，食器洗い，話し声，歩行音，ドア開閉などの生活音はレベルが小さい。

原告らが騒音であると主張する音は，いわゆる生活騒音であって，人間が生活していく上で避けられない行為から不可避免的に発生し，誰でも日常的に発生させてしまう性格の物音である。宴会での話し声や，バーベル等の音についても，相互のコミュニケーションを図ったり，筋力トレーニングに伴うものであるなど，社会的有用性の高い行為に起因するものである。

そして，これらの音の性質は，直接生命・身体に影響を及ぼすものではなく，音の程度も極めて低い。

ウ また，原告らの被害の内容・程度は，極めて主観的な感情にとどまり，客観的な裏付けのない症状にすぎない。

エ 原告らは，原告ら住居地に隣接して本件合宿所が存在し，多数の学生が共同生活を行っていることを認識・認容して，自ら原告ら住居地に転居し，また自らの判断で競走部（バスケットボール部）合宿所があった方向に多数の大きな窓を作るなど，自ら危険に接近した。

オ このような音の性質・程度，原告らの被害の内容・程度，地域状況等の諸事情を考慮すると，学生らの行為により何かしらの物音が発生していたとしても，これらはすべて受忍限度内にあるものというべきであり，騒音ではない。

（2）被告に債務不履行の事実があったか。

（原告らの主張）

学生らが受忍限度を超える騒音及び振動を出し続けたのは，被告が本件合意の内容を学生らに周知させなかったためであるから，被告は学生らに本件合意書第8項記載の①ないし⑥を遵守させる義務に違反し，債務不履行があったことは明らかである。

（被告の主張）

本件合意上の被告の義務は，法人として十分な対策を講じる義務にとどまり，結果責任を認めるものではない。

被告は，体育課（運営委員会の事務局）及び運営委員会が指定した本件合宿所の管理人を通じて，本件合意書第8項記載の事項について，合宿所生活において遵守するよう学生らに徹底させている。具体的には，被告は，毎年4月，「Y1大学合宿所管理人業務についての要領」を各管理人宛に郵送するほか，体育課課員が定期的に合宿所を訪問し，体育課課員や管理人を通じて，具体的に学生らを指導・監督し，法人として学生らの指導・監督を徹底している。

被告は，本件合意の合意事項を誠実に履行し，原告らに騒音被害を与えないように十分な対策を講じていたのであるから，債務不履行の事実はない。

（3）損害額

(原告らの主張)

前記のとおり、学生らによる騒音等によって、原告らは慢性的な睡眠不足に陥り、肉体的、精神的、経済的に多大な損害を被った。このような原告らの被害と学生らによる騒音の程度に鑑みれば、原告らの被った精神的損害に対する慰謝料は、少なくとも1人1か月当たり3万円を下らない。本件合意が成立した月の翌月である平成8年8月から平成14年8月までの73か月間の損害は、原告らそれぞれにつき219万円(=3万円×73か月)である。

(被告の主張)

原告らの訴える症状には、科学的、客観的な裏付けがなく、原告らに肉体的、精神的、経済的損害は発生していない。原告X1は73歳の高齢であり、仮に同人の収入が減少したとしても、それは加齢による減収であって、損害とは言えない。また、原告X3は、現在までアルバイト程度の仕事しかしておらず、事実上無職の状態が続いているのであって、収入の減少は学生らの騒音とは無関係である。

よって、原告らに損害は生じていない。

第3 争点に対する判断

1 学生らによる受忍限度を超える騒音及び振動があったか。

(1) 学生らが出した音及び振動が受忍限度を超えるものであったかについては、音及び振動の性質及び程度、原告らの被害の内容及び程度、地域状況、被告側の被害回避努力の内容及び程度、その他諸般の事情を考慮して、平均人の通常感覚や感受性を基準に判断すべきである。

ア 音及び振動の性質及び程度

(ア) 原告らは、学生らによる騒音等として、①本件合宿所内外での話し声、②学生らが運転する自動車及びバイクのエンジン音やドアの開閉音、自転車のブレーキ音、③本件合宿所の台所や床の物音並びにバーベルの音及び振動があった旨主張していることから、以下順次検討する。

なお、本件で争点となっている音及び振動は、単発的に生じるものが主であることに鑑みれば、等価音圧レベル(音圧レベルが時間とともに変化する場合に、測定時間内でこれと等しいエネルギーを持った連続定常音の音圧レベル)のみを参考とするのではなく、その性質、最大音圧レベル、継続時間等を総合的に考慮するのが相当である。

(イ) 本件合宿所内での話し声については、証拠によれば、競走部(バスケットボール部)合宿所において、少なくとも年3回程度は、深夜午前2時ないし3時ころに至るまで、飲酒を伴う宴会が行われていたことが認められる(甲10ないし14、22、28、29、原告X2本人、原告X3本人)。その音量について客観的なレベルを示す証拠はないものの、原告ら宅と競走部(バスケットボール部)合宿所とは最も近い地点で5メートル程度しか離れていないこと、原告らは、原告ら宅に設置したビデオカメラで録音・録画したビデオテープに基づいて具体的な会話・発言の内容を記録していること(甲10ないし14)

、これらの宴会が飲酒を伴うもので、運動部に所属する大学生らによって催されているものであることに鑑みれば、前記ビデオの録音が原告ら宅の屋外で行われたことを考慮しても、学生らの話し声は、原告ら宅において学生らの会話内容を聞き取ることが出来る程度の音量であったことが認められる。

これに対し、証人Aは、ラグビー部合宿所においては飲酒を伴う宴会が年3回程度催されるものの午後8時ころには終了し、これ以外に食事中に学生らが飲酒することはないと供述し、証人Bもバスケットボール部合宿所において、深夜に飲酒を伴う宴会はしていないと供述する。しかしながら、証人Aはラグビー部の部長であり、競走部（バスケットボール部）合宿所の状況を知悉しているとは限らないこと、同人は平成14年4月、証人Bは平成13年8月に本件合宿所の訪問・滞在を始め、それ以前の状況を知っているとはいえないことの各事実に加え、前記証拠に照らせば、両名の前記各供述部分を採用することはできない。

(ウ) これ以外の合宿所内外での話し声については、本件被告測定地点において、平成14年4月13日午後10時から翌午前6時までの8時間の間に、合計37回の音が測定されているが、これらの音はいずれも継続時間が短く、最大音圧レベルも60デシベルにとどまる。(甲15、乙6)

なお、原告X2は、学生らが毎日のように本件合宿所で騒いでいたと供述しているが、これを裏付ける的確な証拠はなく前記供述部分は採用できない。

(エ) 自動車及びバイクの音については、本件被告測定地点において、平成14年4月13日午後10時から翌午前6時までの8時間の間に、本件西側道路を通行する車両から、最大音圧レベルが65ないし90デシベル、継続時間約10秒程度の走行音が26回、最大音圧レベルが55ないし70デシベル、継続時間が約15ないし60秒程度のアイドリング音が2回測定されている（なお、乙第6号証・表3.2には、アイドリング音が4回と記載されているが、騒音レベル波形によれば、午後11時12分ころ及び翌午前4時2分ころにそれぞれ1回の合計2回と認められる。）。これらの音の中には近隣住民や新聞配達員が運転する自動車及びバイクの音も含まれており、学生らが運転する自動車及びバイクによるものは約10回であった（甲15、乙6）。

なお、学生らが運転する車両に、エンジン音や排気音を大きくするための改造等が施されていたなどの特段の事情は認められない。

本件北側道路においては、最大音圧レベルが60ないし80デシベル、継続時間約5秒程度の自動車及びバイクの走行音が81回測定されているが、これらの音は、学生らの運転する車両が発生させた音であるかどうかは明らかではない。(甲15、乙6)

(オ) 自転車のブレーキ音については、本件被告測定地点において、平成14年4月13日午後10時から翌午前6時までの8時間の間に、本件西側道路から、最大音圧レベルが50ないし90デシベル、継続時間が最大5秒程度の音が54回測定されているが、これら音の中には近隣の住民らが運転する自転車の音も含まれており、学生らが運転する自

転車によるものは多くとも12回程度であった。(甲15, 乙6)

(カ) ドアの開閉音や、台所、床の物音については、学生らの本件合宿所での生活に伴い、台所での炊事・後片づけや洗濯の際の音、歩行音など様々な物音が発生すること、本件合宿所は運動部の合宿所であり、ウエイト・トレーニング時にバーベルを使用して音や振動が発生しうることは経験則上容易に窺うことができる。本件被告測定地点においても、平成14年4月13日午後10時から翌午前6時までの8時間の間に、最大音圧レベルが約45ないし60デシベルのドア開閉音、洗濯音、歩行音等が合計約300回測定されたことに照らせば(乙6)、本件合宿所からもこれらの物音や振動が発生していたことが認められる。しかしながら、これらの物音には近隣住民によって出されたものも多数含まれており、学生らが出した物音の回数は明らかではない。

なお、原告X2の陳述書(甲28)には、競走部の学生がバーベルを落とす度に家が揺れたという記述があるが、この振動の発生源や程度が具体的にどのようなものであったのかを認めるに足りる証拠はない。

イ 原告らの被害の内容及び程度

(ア) 原告らは、平成3年ころに、学生らが出す音や生活態度等について、近隣住民と共に世田谷区公害課に相談したのを始めとして、被告と直接ないし第三者を交えて交渉を続ける一方、時には学生らの騒ぎが酷いとして、原告らが警察に通報することもあった。

(甲27, 28, 原告X2本人, 原告X3本人)

そして、原告らが、平成8年2月、被告を相手方として、第一東京弁護士会仲裁センターに対して仲裁を申し立て、平成13年11月27日、東京簡易裁判所に対して、被告を相手方として騒音差止め等調停事件を申し立て、平成14年9月9日には、当庁に対して本件訴えを提起していること、原告X3は平成10年ころから学生らが出す音を自ら録音・録画し記録化していたこと(甲10ないし14)を考え合わせれば、原告らが、学生らが出す音について相当程度の被害感情を有していたことが認められる。

これに加えて、前記認定のとおり、年に数回とは言え、原告ら宅から5メートル程度しか離れていない競走部のちにバスケットボール部合宿所で、学生らによる宴会が深夜2時ないし3時ころまで続き、その間いつ終わるか分からないまま学生らの会話の内容が聞こえるほどの騒ぎが続いていたことからすると、原告らは宴会当夜の安眠が妨げられたのみならず、このような宴会がまた行われるのではないかという焦燥感や不安感を抱いていたことは窺われる。

(イ) この点、原告らは、学生らの騒音により慢性的な睡眠不足に陥り、原告X1はタクシーの営業を夜間から昼間に変更せざるを得なくなったため収入が1日あたり約1万円以上も減少した、原告X3は従前の仕事を辞めざるを得なくなった、原告X2及び原告X3は体調不良に陥ったなど、それぞれ経済的、身体的影響があったと主張し、原告X1の陳述書(甲27)並びに原告X2及び原告X3の供述には、これに沿う部分があるが、学生らが出す騒音により、原告らに経済的、身体的影響が発生したことを裏づける確実な客

観的証拠はない。

(ウ) そうすると、原告ら以外の近隣住民においても、学生らの出す音に関して、原告らの求めに応じて現状を語る者はいるものの（甲17）、ほかに自らその回復を求めて積極的に活動する者がいないことも考え合わせれば、学生らの出す騒音による原告らの被害は、年3回程度深夜まで行われる宴会の際の騒音によって安眠を妨げられ、これに伴い焦燥感や不安感を抱くようになるなどの日常生活の平穏を害される程度のものであったと認めるのが相当である。

ウ 地域状況

原告ら住居地は、行政上第一種住居地域に指定されているが、昼夜を問わず交通量の多い環状8号線の東約200ないし300メートルの地点に位置しており、同道路を通行する車両が発するサイレン音が聞こえることもあること、本件北側道路及び本件西側道路は公道であるが、本件北側道路は一方通行で、本件西側道路も幅員3メートルに過ぎず、いずれも交通量は頻繁ではないこと、被告測定地点における平成14年4月13日午後10時から翌午前6時までの8時間の等価音圧レベルは53.2デシベル、午前2時から午前3時の深夜時間帯の暗騒音は10分間の等価音圧レベルで40ないし45デシベルであることがそれぞれ認められる。（甲2，甲4，甲18，乙6）

以上の事実からすれば、原告ら住居地は、閑静な住宅地とまでは言えないものの、相応に静かな地域であると認められる。

エ 被告側の回避努力等

(ア) 前記のとおり、被告は本件合意に基づき、平成8年1月29日、□□□地区合宿所運営委員会を設置し、同年7月から9月にかけて、本件合宿所への目隠しフェンスの設置や、窓を塞ぎ防音壁とするなどの改修及び修繕工事を行い、また同年10月10日午後2時から4時にかけて、近隣住民と被告の話合いの場として、第1回□□□合宿所連絡協議会を開催した。

また、上記連絡協議会とは別に、被告は原告らの要請に応え、何度か原告らと非公式の会合を行い、原告らが述べた意見等を持ち帰り、各運動部の部長・監督らに伝えていた。（証人C）

(イ) さらに、被告は毎年4月、Y1大学合宿所管理人業務についての要領を各管理人宛に郵送し、体育課課員が、定期的に本件合宿所を訪問していたこと（証人C）、運動部部长やコーチの異動にあたり、近隣に迷惑をかけないように種々の申し送りや、騒音に関して問題が生じている旨の引き継ぎがされていること（乙8，証人A，証人B）が認められる。

(ウ) ラグビー部合宿所においては、平成15年3月31日に明文化する以前からも、人に迷惑を掛けない行動を求め、合宿所内で大声を出さないなどを規定した寮規則を設けていた。（乙10，証人A）

(エ) 他方、運動部部长やコーチが、本件合意書を閲覧するなどして、その合意内容を

子細にわたって把握するまでには至っていなかったことが窺われ（証人A、証人B）、学生ら自身が、話し声や物音を出す際に、近隣周辺への影響を顧みて、特段の配慮をしていたなどの事情があったと認めるに足りる証拠はない。

オ その他の事情

原告らは、原告ら住居地に転居するに際して、その近隣に本件合宿所が存在し、多数の学生が共同生活を行っていること、本件西側道路が原告ら住居地付近から南に向かって急な下り坂となっていることを認識していた。（甲31、原告X2本人、原告X3本人）

この点について、被告は、原告らが原告ら住居地に隣接して本件合宿所が存在し、多数の学生が共同生活を行っていることを認識・認容して、自ら原告ら住居地に転居し、また自らの判断で競走部のちにバスケットボール部合宿所があった方向に多数の大きな窓を作るなど、原告らは自ら危険に接近したと主張している。しかしながら、原告ら住居地に近接して大学運動部の合宿所があることを認識・認容していたとしても、転居の際の現地の下見は昼間に行うのが通常であることを考慮すれば、本件合宿所の学生らによる多少の喧噪があることまでの認識・認容を超えて、深夜にわたり宴会が催されるとの確定的な認識・認容を有していたとまではいうことができない。

（2）以上の認定の事実を前提に学生らが出した音及び振動が受忍限度を超えるものであったかを検討する。

ア 学生らの本件合宿所内外の話し声については、前記認定のとおり、競走部のちにバスケットボール部合宿所において、年に3回程度、飲酒を伴う宴会が行われており、原告ら宅においても学生らの会話内容が判別できる程度の音量の騒ぎが深夜午前2時ないし3時ころに至るまで継続していたこと、これらの話し声により原告らは宴会当夜の安眠が妨げられただけではなく、断続的に繰り返される前記騒音により、いつまた同様の騒音が発生するのかという焦燥感・不安感を抱くなど日常生活の平穏が害されたこと、被告は学生らを指導する立場にあるコーチ等に、本件合意書を閲覧させる等して、学生らに本件合意書に基づく遵守事項を厳守させるべく本件合意書の合意内容を周知徹底させる措置までは採らず、学生らが宴会での話し声につき特段の配慮をしたとの事情があったとまではいえないことの各事実を指摘することができる。

本来人間の話し声は耳につきやすく、周囲の物音も少なくなる深夜となれば、その傾向がより顕著となることは経験則上明らかである。原告らは被告との間で、平成8年7月、学生らに午後11時30分の門限を遵守させ、大声で騒ぐことがないように指導する旨の本件合意をしたのであるから、原告らは、学生らが遅くとも午前0時以降、騒ぐことはないとの期待を抱くのが通常であるところ、年に3回程度とはいえ、開催時期も開始・終了時刻も全く予想できない学生らによる宴会が繰り返されていたこと、宴会を催すにあたり周囲に音が漏れないよう配慮することは極めて容易であるのに特段の配慮はされなかったこと、結果として原告らは学生らが出す物音に対して過敏になり、日常生活の平穏を害されるに至ったことなどの諸事情に鑑みれば、学生らのかかる話し声は、平均人の感受性

からしても、受忍限度を超える騒音であったと認めるのが相当である。

もっとも、その他の学生らの本件合宿所内外での話し声については、その音量や継続時間、頻度からすると、受忍限度を超える騒音であったとまでは認めることができない。

イ 次に学生らの自動車等の音について検討する。現代社会においては、閑静な住宅地においても、日常生活上自動車やバイク、自転車を利用することは不可欠であること、学生らの車両に殊更に音を大きくするための改造が施されているなどの事情が認められないこと、本件西側道路を通行する学生らの車両と比較して、本件北側道路の交通量が格段に多いこと、本件西側道路が急坂となっており、通行に際しては必然的に大きなエンジン音やブレーキ音が生じてしまうこと、原告らは現住所地への転居にあたりこの急坂の存在を認識していたことの各事実に加え、前記認定にかかる学生らの車両の音の性質及び程度を総合考慮すれば、いずれも受忍限度の範囲内にあるものというべきである。

ウ ドアの開閉音や、台所、床の物音については、原告らが主張する通り、生活音も近隣との関係で騒音問題に発展するケースがないではないが、本件においては、回数は多いものの、いずれも継続時間がごく短く、最大音圧レベルが60デシベル程度にとどまり、本件北側道路及び本件西側道路を通行する車両の音と比較しても騒音の程度は低いことなどを総合すれば、これらの音が受忍限度を超えるものとは認められない。

なお、本件合宿所からの振動については、その発生源や程度が具体的にどのようなものであったのかを認めるに足りる証拠はなく、学生らによる受忍限度を超える振動の発生があったとの事実を認めることはできない。

(3) したがって、学生らが競走部のちにバスケットボール部合宿所において催した宴会の際の話し声に限り、受忍限度を超える騒音であったと認められる。

2 被告に債務不履行の事実があったか。

(1) 被告は、体育課、管理人を通じて、本件合意書第8項記載の①ないし⑧(騒音については①ないし⑥)の事項について、近隣住民に騒音等の迷惑をかけないように、学生らを指導・監督し、合宿所生活において遵守するよう学生らに徹底させていたと主張する。

(2) しかしながら、前記認定のとおり、学生らが受忍限度を超える騒音を発生させていたのみならず、午後11時30分の門限に違反する外出が多数見受けられること(甲10ないし15、乙6)、本件合意書第8項記載の⑧において、交通秩序の遵守が掲げられていたにもかかわらず、近隣住民からも被告学生が運転するオートバイが逆走して困っているとの苦情が寄せられていたこと(証人C)からすると、学生らが、本件合意書第8項記載の項目を遵守しないことが多々あったことが認められる。

そして、証人Cは本件合意書を運動部部长及び監督らにコピーを渡し、その内容についても説明したと供述している一方、証人A及び証人Bは、本件合意書の内容を見たことはないと相互に矛盾する供述をしていることに鑑みれば、各運動部学生の指導的立場にある部部长及び監督らに対して、本件合意の内容が周知されていなかったことが認められる。

これらの事実を総合すれば、被告から学生らに対して、本件合意の内容を遵守させ

るとの指導・監督が本件合意書の趣旨に従ってその文言どおりに行われていたものと認めることはできないといわざるを得ない。

(3) そうすると、被告は学生らに本件合意書第8項記載の①ないし⑥を遵守させるさせる義務に違反し、債務不履行があったことになる。

3 損害額

原告らの被害は、安眠を妨げられ日常生活の平穩を害される程度のものであったというべきであるが、他方平成8年7月に多大な時間と金銭を費やして被告と本件合意をし、その後も被告と交渉を続けたにもかかわらず、被告において本件合意書に基づく合意内容を学生らや学生らを指導する立場にある監督・コーチに周知・徹底するだけの措置を採らず、そのため学生らの行動に特に目立った改善が見られないまま、平成14年9月の本件訴え提起に至るまで学生らによる騒音被害が断続的に生じていたことを考え合わせると、原告らに対する慰謝料の額は、それぞれ15万円をもってするのが相当である。

第4 結論

よって、原告らの請求は、被告に対して、それぞれ15万円ずつの支払を認める限度で理由があるが、その余については理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。仮執行宣言は、相当でないのでこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第28部

裁判長裁判官	加藤謙一
裁判官	尾立美子
裁判官	間明宏充